

4. 地下水の水質

全国的に、有機溶剤などによる地下水の汚染が広がっているため、県では、「地下水質測定計画」に基づき、県内各地で地下水質調査を行っています。

本市内では、平成18・19年度ともに、概況調査が2カ所、定期モニタリング調査が4カ所の井戸で行われました。

その結果、定期モニタリング調査において環境基準を超えた井戸数は、平成18・19年度ともに、シス-1,2ジクロロエチレン、トリクロロエチレン*についてそれぞれ1カ所、テトラクロロエチレン*については平成18年度に3カ所、平成19年度に2カ所、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については1カ所でした。

概況調査では、環境基準を超過した井戸はありませんでした。

県では、環境基準を超過した汚染井戸の所有者に対して、井戸水の飲用方法や使用方法について指導を行っております。

表35に地下水質の調査結果を示しました。

表35 地下水質の測定結果

年度	調査種別	調査井戸件数	地下水の水質汚濁に係る環境基準超過数			
			シス-1,2ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
15	概況調査	2	0	0	0	0
	定期モニタリング調査	4	1	1	3	1
16	概況調査	2	0	0	0	0
	定期モニタリング調査	4	1	1	3	1
17	概況調査	2	0	0	0	0
	定期モニタリング調査	4	1	1	3	1
18	概況調査	2	0	0	0	0
	定期モニタリング調査	4	1	1	3	1
19	概況調査	2	0	0	0	0
	定期モニタリング調査	4	1	1	2	1

- 注) 1 概況調査～地域の全体的な地下水状況を把握するための調査。
 2 汚染井戸周辺地区調査～概況調査により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する調査。
 3 定期モニタリング調査～汚染井戸の水質を継続的に監視し、経年変化を見るための調査。